

## 第29回日韓青少年夏季スポーツ交流事業(受入)の宿泊及び輸送関係業務委託事業 委託業務仕様書

### 1 事業の目的

2002年ワールドカップ・サッカー大会の日韓両国の共同開催決定を機に、青少年を対象に各種のスポーツ交流を実施することによって、日韓両国の親善と友好をより一層深め、更には両国のスポーツ振興を図ることを目的とする。

### 2 主催

公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人岐阜県スポーツ協会、

### 3 委託期間

契約締結の日から令和7年10月31日まで

なお、第29回日韓青少年夏季スポーツ交流事業(受入)(以下「交流事業」という。)の期間は令和7年8月17日(日)から8月22日(金)の6日間とする。

### 4 委託料限度金額

56,000,000円(消費税及び地方消費税含む)

※令和7年度において、本件契約に係る公益財団法人日本スポーツ協会の予算が増額・減額された場合は、当該旅行代理店は本件契約を変更・解除することができるものとする。

### 5 交流計画

別紙1 交流事業基本日程(案)による。

### 6 参加人員

別紙2 交流事業参加人員(予定)による。

### 7 競技会場

別紙3 交流事業競技会場(案)による。

### 8 交流事業委託業務

- (1) 事業に係る宿泊及び食事の手配に関すること。
- (2) 交流事業に係る移動に伴う交通手段の手配に関すること。
- (3) 交流事業に係る視察・見学等の手配に関すること。
- (4) 交流事業に係る通訳・医師又は看護師又はアスレティックトレーナーの手配に関すること。
- (5) 交流事業に係るレセプション等公式行事の手配に関すること。
- (6) その他、公益財団法人岐阜県スポーツ協会(以下「本会」という。)が指示する業務に関すること。

### 9 委託業務の内容

#### (1) 業務全般について

- ① 交流事業に必要な事務について、本会の指示により代行すること。
- ② 本会の要請に応じて交流事業に必要な資料を随時整備し、提出すること。
- ③ 本会の要請に応じて交流事業に必要な各種会議に出席し、指示する事項の説明を行うこと。

④ 交流事業委託業務の進行管理資料を整備し、随時本会に報告すること。

(2) 宿泊について

① 交流事業期間中の全ての宿泊を手配すること。

② 小・中学生の教育的配慮を行える宿泊施設とすること。

③ 選手団、本部役員、通訳、主任運営員及び事務局は、同一の宿泊施設を原則とするが、宿泊者数及び日程の都合により同一施設での宿泊が不可能な場合は分離宿泊を認める。

ただし、韓国選手団、韓国本部役員、通訳、事務局スタッフ4名は同一施設の宿舎とする。

④ 国別に、本部役員並びに主任運営員及び事務局は個室とすること。また、選手はチーム別に十分なスペースの部屋割りとし、原則として男女を別フロアとすること。

⑤ 交流事業期間中、宿泊施設内に韓国語による必要な表示を手配すること。

⑥ インターネット環境 (wi-fi) が完備されていること。

(3) 食事について

① 交流事業期間中の全ての食事を手配すること。

② 選手団、本部役員の食事は、宿泊施設又は当該関係者全員を収容できる飲食店を利用とすること。特別な事情がある場合を除き、弁当での提供は不可とする。

③ 運営スタッフ及び医師又は看護師又はアスレティックトレーナーは、弁当又は当該関係全員を収容できる飲食店の利用とすること。

(4) 移動について

① 交流事業期間中の全ての交通手段を手配すること。

交通手段については、バスでの移動を原則としバスごとに添乗員も用意すること。

② 両国選手団は、「(別紙4) 3輸送費」に記載のとおり交通手段を手配すること。

③ 本部役員移動用の交通手段を手配すること。

(5) 視察・見学について

① 岐阜県を代表する施設や自然等の観察、見学、体験型プログラムを手配すること。

② 岐阜県の歴史を紹介する施設や史跡等の視察見学を手配すること。

(6) 通訳について

① 交流事業期間中に係る全ての通訳を手配すること。

※通訳は、原則として開催都道府県内在住者で20歳～65歳程度の者とする。

なお、開催都道府県で確保が困難な場合には、事前に必ず日本スポーツ協会、本会に相談、了承を得たうえで、他県から人選を行うことができる。

② 通訳は、韓国の選手団及び本部役員別の担当制とすること。

③ 選手団担当通訳は、競技別、男女別、小・中学校別/各1名、団長及び本部役員担当通訳に3名の計21名とすること。

④ 選手団担当通訳は、日常会話程度のレベルに加え、競技規則等の理解と翻訳が可能なレベルを必要とする。

⑤ 本部役員担当通訳は、競技視察、レセプションでの日韓役員間の通訳及び観光通訳をこなせる程度のレベルを必要とする。

⑥ 通訳は、交流事業期間中、担当する韓国団と同一の宿泊施設に宿泊するとともに、全ての日程に同行すること。

⑦ 通訳と取り交わす契約書に拘束時間を明記すること。

⑧ 通訳への謝金を支払う際は必ず個人領収書を作製、提出すること。

⑨ 通訳の選定・配置計画 (大学、開催都道府県内国際交流協会等関係機関への打診状況の有無) について、提案書に明記すること。

⑩ 事業開始前に、通訳対象の研修会を開催すること。

(7) 医師又は看護師又はアスレティックトレーナーについて

- ① 交流事業期間中の練習、練習試合、公式戦の各競技会場に常時1名の医師又は看護師又はアスレティックトレーナーを手配すること。

※配置人数は最終的な日程及び競技会場数の確定に伴い増減するため、現時点では予定数とする。

(8) 歓迎・歓送セレモニーについて

- ① 歓迎セレモニー、歓送セレモニーの会場設営及びアトラクションを手配すること。  
なお、アトラクションについては、岐阜県らしいものを手配すること。
- ② 歓迎セレモニー、歓送セレモニーの飲食を手配すること。  
なお、食事については、バイキング形式が望ましい。
- ③ 会場は、宿泊施設と同一が望ましいが不可能な場合は別会場も可とする。

(9) 会議場の借上げ（ミーティング会場等）について

- ① 各種ミーティングの会場を手配すること。
- ② オリエンテーション、解団式の会場を手配すること。
- ③ 宿泊施設内に大会運営本部（日・韓）事務局を手配すること。

(10) 事業期間以前の行事について

- ① 本会の要請に応じて事前説明会、結団式の会場を手配すること。
- ② 競技団体スタッフ会議の会場を手配すること。

(11) 印刷物、物品等について

- ① プログラム（冊子）の製作を手配すること。
- ② 交流事業関係者全員のネームプレートの製作を手配すること。
- ③ 交流事業期間中の飲料水（ペットボトル）を手配すること。
- ④ 本会の要請に応じて、交流事業に必要な物品等を手配すること。

(12) 看板について

- ① 横断幕及び看板の製作、配置を手配すること。

(13) 係員及び記録写真について

- ① 交流事業期間中、全日程に同行する係員を配置すること。
- ② 練習及び試合中は、競技会場別に係員を配置すること。
- ③ 交流事業期間中の記録写真を撮影し、1部を本会に提出すること。

(14) 通信機器について

- ① 交流事業期間中、スタッフの連絡用として必要台数の携帯電話を手配すること。

(15) 経費の支払いについて

- ① 交流事業委託業務の一部を専門業者に請け負わず場合は、当協会に報告すること。
- ② ①の場合、経費の支払いを行い領収書等の証拠書類を当協会に提出すること。

(16) 緊急時の対応について

- ① 交流事業期間中における事故発生等、緊急時における本会の要請に対応できる体制を整備すること。
- ② 緊急時の指定医療機関をあらかじめ手配すること。
- ③ 緊急時の支払医療機関における支払及び保険請求事務を行うこと。
- ④ 交流関係者への傷害保険については、公益財団法人日本スポーツ協会において手配する。

(17) 現地インフォメーションデスクについて

- ① 宿泊施設内に日韓両国のインフォメーションデスクを設置し、24時間対応できる要員を配置すること。

(18) 経費に係る内容及び留意事項等について

- ① 別紙4の1～10を参照のこと。

## 1 0 契約

- (1) 交流事業委託業務を実施するにあたり、令和6年度においては、委託事業者の選定までを行うものとし、委託契約については、令和7年度の公益財団法人岐阜県スポーツ協会予算成立後に締結するものとし、仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、本会と優秀提案者の協議により最終的に決定します。
- (2) 契約額は、当該旅行代理店の見積に基づき本会が決定する。

## 1 1 留意事項

本会及び被選定事業者は、下記事項を留意すること。

- (1) 宿舎内の避難経路の確認
- (2) 貴重品の管理
- (3) 車両（特に大型車両）駐車場の宿舎・競技会場・空港・観光施設との事前協議
- (4) 宿泊施設外飲食店での食事に関する提供時間及び昼食弁当の指定場所での受取時間の厳守
- (5) 宿泊者が利用する荷物置場及び更衣等の利用に伴う連絡調整
- (6) 指定された宿泊施設の変更の禁止
- (7) 宿泊施設を任意に変更したことによるトラブル及び損失の責任負担

※本要領に明記されていない事項であっても委託業務の遂行上必要なことは、本会と被選定事業所で協議するものとする。